(ii)　障害者職業能力開発訓練を修了した日又は当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめた日の翌日から起算して九十日を経過する日までの間に被保険者（日雇労働被保険者を除く。以下この(ii)において同じ。）となつた者、被保険者として雇用することが約された者又は事業主となつた者

（法第六十三条第一項第一号及び第八号に掲げる事業）

第百二十五条の二　法第六十三条第一項第一号及び第八号に掲げる事業として、事業主、労働者等に対して、労働者の職業能力の開発及び向上に関する情報及び資料の提供並びに助言及び指導その他労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に係る技術的な援助を行う事業を行うものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

第百二十二条　削除

第百二十三条　削除

（法第六十三条第一項第一号及び第八号に掲げる事業）

第百二十五条の二　法第六十三条第一項第一号及び第八号に掲げる事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　職業能力開発推進者講習

二　事業主、労働者等に対して、労働者の職業能力の開発及び向上に関する情報及び資料の提供並びに助言及び指導その他労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に係る技術的な援助を行うこと。

（職業能力開発推進者講習）

第百二十五条の三　職業能力開発推進者講習は、職業能力開発推進者に対して、職業能力開発促進法第十二条各号に掲げる業務の的確な実施のために必要な事項について行うものとする。

（法第六十三条第一項第五号で定める事業）

第百三十二条　法第六十三条第一項第五号に掲げる事業として、キャリアアップ助成金（次条第一項第一号ハ(1)から(3)までの一般職業訓練及び同号ハ(4)の有期実習型訓練についての助成に係るものに限る。同条、第百三十九条の三及び第百三十九条の四において同じ。）を支給するものとする。

第百三十三条　キャリアアップ助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号（第三号又は第四号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　事業所ごとに、有期契約労働者等のキャリアアップに関する事項を管理する者をキャリアアップ管理者として配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

ロ　当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ハ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　キャリアアップ計画及び職務に関連した専門的な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等又は第百十八条の二第二項第一号ハ(1)から(3)までに規定する転換に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等（以下この項において「一般職業訓練」という。）（専門実践教育訓練を活用したものを除く。以下この(1)及び(2)並びに次号イ及びロにおいて同じ。）の訓練実施計画（以下この項において「一般職業訓練実施計画」という。）に基づき、その雇用する有期契約労働者等に一般職業訓練を受けさせる事業主（当該一般職業訓練の期間、当該有期契約労働者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(2)　キャリアアップ計画及び一般職業訓練実施計画に基づき、その雇用する育児休業中の有期契約労働者等が一般職業訓練を受けることを支援する事業主であること。